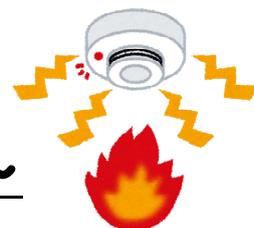


～令和2年度～

地域ぐるみ「逃げ遅れゼロ」

住宅用火災警報器設置事業

火災によって亡くなられた方の原因で最も多いのが、住宅火災による「逃げ遅れ」です。さらに、年齢層別にみると、65歳以上の高齢者の方の割合が特に多くなっています。



～火災による「逃げ遅れゼロ」を目指して～

住宅用火災警報器は、火災の早期発見による「逃げ遅れ」と延焼拡大危険の防止につながります。

砺波市では、次の世帯の方に住宅用火災警報器（1台）を交付します。

1 交付対象者

- (1) 高齢者のみ世帯（65歳以上）で、令和2年度市民税非課税の世帯
- (2) 重度身体障害者のみ世帯（1級・2級）で、令和2年度市民税非課税の世帯

※詳細は、裏面にてご確認ください。

2 交付方法

交付対象者には、消防団員を通じて交付決定通知書とともに住宅用火災警報器を交付する予定です。

設置・交換済みの方へ

住宅用火災警報器は、古くなると電池切れなどで火災を感知しなくなるおそれがあります。

また、警報器の取替えの目安は10年とされていますが、設置から10年に満たなくても、電池交換が必要になる場合もあります。

上記の【交付対象者】に該当する方には、住宅用火災警報器を交付いたしますので、別添の「交付申請書」をご提出ください。



設置に関する問合せ先 砺波市総務課防災・危機管理班 Tel33-1247
交付申請書の提出先 砺波市社会福祉課地域福祉係 Tel33-1299

■交付対象者要件 下記の①～④までのすべてにあてはまる方が対象です。

- ①今年度中に、満65歳以上を迎えられる方のみで構成される世帯又は身体障害者1級若しくは2級であること。
- ②申請日において、世帯全員が砺波市に住民登録があること。
- ③世帯全員には、同一住所に同居している別世帯を含む。
- ③世帯全員が令和2年度市民税が非課税であり、ご家族等の扶養親族ではないこと。
- ④平成31年度地域ぐるみ「逃げ遅れゼロ」住宅火災警報器設置事業交付決定者を除く。

今年度中に世帯の全員が、満65歳以上を迎える、又は身体障害者1級若しくは2級である。

↓はい

↓いいえ

平成31年度地域ぐるみ「逃げ遅れゼロ」住宅火災警報器設置事業交付決定者ではない。

→いいえ

↓はい

同一住所に同居している別世帯がある場合は、その全員が65歳以上又は身体障害者1級・2級である。

→いいえ

対象外

住宅用火災警報器の設置は法律で義務づけられています。

既に設置済みの方は、電池が切れていないか確認しましょう。

↓はい

世帯全員が令和2年度市民税が非課税である。

→いいえ

↓はい

世帯全員が、ご家族等の扶養親族ではない。

→いいえ

↓はい

該当

申請要件に該当しますので、申請をお願いいたします。